

# 須賀川地方保健環境組合 循環型社会形成推進地域計画

須賀川地方保健環境組合

組合構成市町村

〔須賀川市  
鏡石町  
天栄村〕

平成 25 年 9 月 10 日

変更：平成 26 年 12 月 17 日



## 〈 目 次 〉

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域 .....	1
(2) 計画期間 .....	1
(3) 基本的な方向 .....	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状 .....	2
(2) 一般廃棄物処理等の目標 .....	3
3 施策の内容 .....	4
(1) 発生抑制、再使用の推進 .....	4
(2) 処理体制 .....	7
(3) 処理施設の整備 .....	9
(4) 施設整備に関する計画支援事業 .....	9
(5) その他の施策 .....	9
4 計画のフォローアップと事後評価 .....	11
(1) 計画のフォローアップ .....	11
(2) 事後評価及び計画の見直し .....	11

### 【添付書類】

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

参考資料様式 1 施設概要（リサイクル施設系）

参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）

参考資料様式 6 計画支援概要

参考図



# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

構成市町村名 : 須賀川市、鏡石町、天栄村  
面積 : 536.36km<sup>2</sup>  
人口 : 97,247人 (平成25年4月1日現在)

(内訳)

	須賀川市	鏡石町	天栄村	合計
面積 <sup>※1</sup>	279.55 km <sup>2</sup>	31.25 km <sup>2</sup>	225.56 km <sup>2</sup>	536.36 km <sup>2</sup>
人口 <sup>※2</sup>	78,231人	12,836人	6,180人	97,247人

※1 国土地理院「平成24年全国都道府県市区町村別面積調」。

※2 各市町村住民基本台帳(4/1現在)。外国人含まない。

## (2) 計画期間

本計画は平成25年4月から平成32年3月までの7年間を計画期間とする。

また、計画は目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

本地域は、須賀川市、鏡石町、天栄村の1市1町1村で構成され、福島県のほぼ中央に位置する。北は郡山市、会津若松市に、南は西郷村、白河市、矢吹町、玉川村に、東は平田村、小野町に、西は下郷町に面している。

本組合では、焼却施設の老朽化、リサイクル対象物のストックヤード不足といった問題をかかえている。高効率ごみ発電施設によるエネルギー回収の実施、ストックヤード建設による資源物回収の実施は、循環型社会形成の推進、低炭素社会の実現の観点から重要な課題である。

特に、廃棄物の処理に関して、本地域は排出されるごみの減量化や適正な処理・処分を進めている。なかでも、国の環境法及び循環型社会形成推進基本法の理念である、「発生抑制(リデュース:Reduce)」「再使用(リユース:Reuse)」「再生利用(リサイクル:Recycle)」の3Rを推進することで、より一層のごみ減量・資源化に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

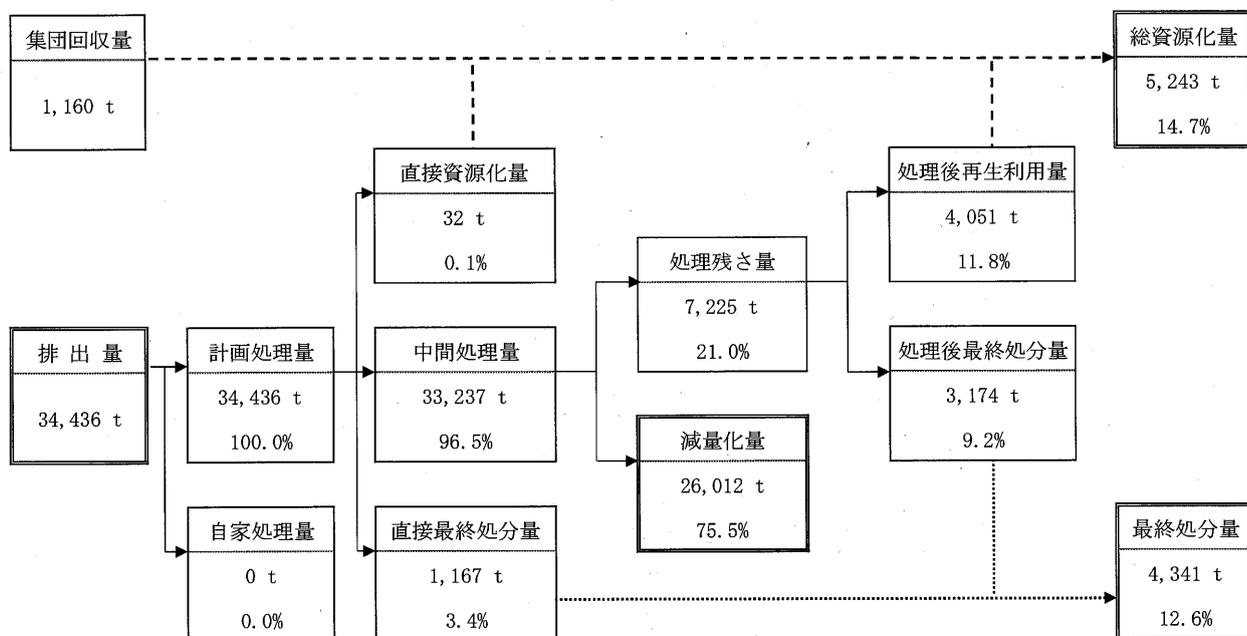
平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。

集団回収量を含めた総排出量は 35,596 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 5,243 トン、リサイクル率（＝総資源化量／（計画処理量＋集団回収量））は 14.7%である。

中間処理による減量化は 26,012 トンであり、計画処理量に対し 75.5%が減量化されている。中間処理量のうち、焼却量は 29,778 トンである。

最終処分量は 12.6%にあたる 4,341 トンである。

余熱利用としては、燃焼ガスの熱を利用して温水を作り、施設内の暖房や給湯に使用している。



※中間処理量は破碎処理、資源化、焼却処理等の処理量である。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 23 年度）\*

## (2) 一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組むこととする。

また、平成32年度時の一般廃棄物の排出、処理状況を図2に示す。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成23年度)	目標 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成32年度)
排 出 量	事業系 総排出量	6,353 トン	6,287 トン (-1.0%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.43 トン/事業所	1.41 トン/事業所 (-1.4%)
	家庭系 総排出量	28,083 トン	23,396 トン (-16.7%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	250 kg/人	211 kg/人 (-15.6%)
合 計	事業系生活系排出量合計	34,436 トン	29,683 トン (-13.8%)
再生利用量	直接資源化量	32 トン (0.1%)	46 トン (0.2%)
	総資源化量	5,243 トン	4,454 トン
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	- MWh	8,000 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	26,012 トン (75.5%)	23,094 トン (77.8%)
最終処分量	埋立最終処分量	4,341 トン (12.6%)	3,520 トン (11.9%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。ただし、総資源化量は、排出量と集団回収の合計に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

事業所数: H32=H23=H21とした。(須賀川市:3,547事業所、鏡石町:597事業所、天栄村:269事業所) 出典:H21経済センサス基礎調査

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

計画収集人口: H23; 97,551人 (須賀川市:78,225人、鏡石町:12,951人、天栄村:6,345人)

: H32; 96,925人 (須賀川市:77,826人、鏡石町:13,066人、天栄村:6,033人)

《指標の定義》

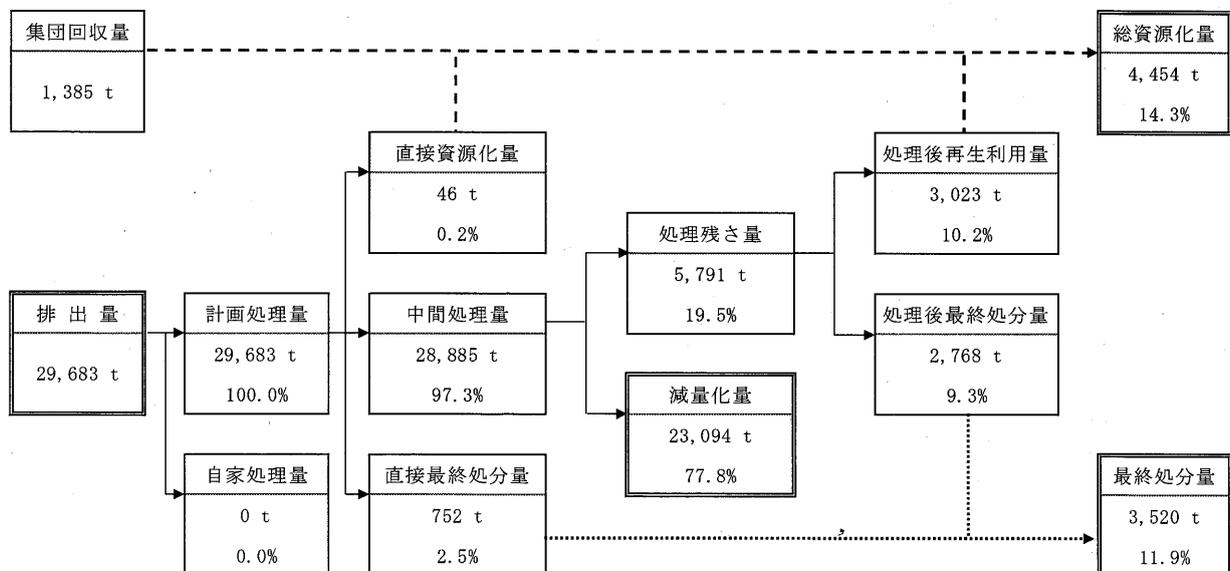
排 出 量: 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱 回 収 量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減 量 化 量: 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最 終 処 分 量: 埋立処分された量[単位: トン]



※中間処理量は破碎処理、資源化、焼却処理等の処理量である。

図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成32年度)

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 家庭ごみの減量化・資源化

###### ① ごみの排出抑制の浸透

構成市町村と連携で、住民への環境学習、広報やホームページを活用した情報の提供等の強化により、簡易包装、食べ残しを減らすなどのごみの排出抑制行動の浸透を図る。

###### ② 分別の徹底と拡充

燃えるごみの中には、資源化できるものがあるため住民にさらなる分別の徹底を呼びかけ、ごみの減量化・資源化を促進する。

さらに、現在、白色トレイなど品目限定で実施している「その他プラスチック製容器包装」の品目を拡大し、その他プラスチック製容器包装の分別収集の拡充を図り、燃えるごみ、燃えないごみ中の資源化物の減量化・資源化を推進する。

###### ③ 生ごみの減量化

生ごみ（食品廃棄物）の排出抑制を推進する。また、生ごみは、一般的に約8割が水分と言われていることから、生ごみを排出する前の水切りの徹底を呼びかけ、生ごみの減量を推進する。

さらに、生ごみの減量化を促進するため、構成市町村で実施している生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を購入する世帯に対する購入費の補助の継続を推進する。

###### ④ 集団回収の推進

構成市町村で実施している集団回収事業を継続し、本事業を通じて地域コミュニティの形成に役立て、地域団体の育成を図るとともに、資源回収の促進を図る。また、紙製容器包装を回収品目に加え、燃えるごみ中の資源化物の減量・資源化を推進する。

###### ⑤ 家庭系ごみの有料化の検討

受益者負担の公平化の観点等から有料化の導入が進んでおり、福島県では平成25年4月現在全市町村の48%（東洋大学 山谷教授調べ）で有料化が実施されている。現在、構成市町村が無料で収集している家庭系ごみについても、今後、構成市町村と連携を図り、県内外の動向を踏まえ、長期的視点での有料化の検討をしていく。

###### ⑥ 資源回収業者の確保

地域で回収された資源が、円滑に資源回収業者に引き渡されるよう必要に応じて業者との連絡・調整を行う。

###### ⑦ リユースの推進

住民のリユースを推進するため、再生品ストックヤードの拡張と、粗大ごみからの再生利用可能な物の回収と住民への提供を検討する。

## イ 事業系ごみの減量化・資源化

### ① 排出者責任の徹底

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが法律により義務づけられているため、事業者に対しては、構成市町村と連携で排出者責任の徹底を周知する。

### ② 事業系ごみの排出抑制の浸透

排出者責任の徹底により、ペーパーレス化などのごみの排出抑制行動の浸透を図る。

### ③ 事業系ごみの適正処理の推進

事業系ごみが家庭系ごみへ混入している場合があるため、事業系ごみを適正に処理するよう構成市町村と連携し、監視・指導を徹底する。

また、施設での積載物の検査を引き続き実施する等、産業廃棄物の不適正な処理や受け入れ基準を満足しない搬入が行われないよう事業系ごみの適正処理を推進する。

### ④ 多量排出事業者への適正処理及び減量化指導

事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、同計画に基づき、構成市町村において実施状況を管理・指導することにより排出抑制を推進する。

### ⑤ 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

生ごみの減量に対し、病院・介護施設・ホテル・給食センター・小売業・飲食店等から排出される生ごみの減量・資源化を促進するよう協力を呼びかける。また、過剰包装を自粛し、包装廃棄物の排出を抑制し、再生利用が可能なものは資源化を促進するよう協力を求める。

### ⑥ 適正な手数料の徴収

事業系ごみの処理・処分手数料は、今後も処理・処分原価と比較しながら必要に応じて見直しを行い、適正な処理・処分手数料を徴収していく。

### ⑦ 公共施設における減量化の推進

公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して減量・資源化に取り組む。

## ウ 普及・啓発事業

### ① パートナーシップの形成

ごみ問題に関し、住民、事業者と連携、協働した取り組みを推進するため、廃棄物減量等推進審議会、減量等推進員制度の組織作りと推進体制を整備していく。

また、構成市町村においては、定期的な「地区清掃」、「道路・河川などの美化清掃」などを通じて、住民と協働して清潔できれいな街づくりを推進する。

## ② 住民・事業者への意識啓発及び情報提供

住民及び事業者に対し、ごみ問題への関心や3Rの推進によるライフスタイルの転換など、ごみの減量化・資源化への意識啓発や情報提供を実施する。

## ③ 買い物袋・買い物かご持参運動

環境省・経済産業省・3R活動推進フォーラム・各都道府県が連携して毎年実施されている「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通して、商品購入時におけるマイバッグ持参運動、詰め替え品、長い間使える製品、リサイクル可能な商品、リサイクル製品などの、環境にやさしい商品の購入等の3R行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制の推進に努める。

## ④ 環境教育・環境学習の推進

構成市町村においては、ごみに関する地域座談会、勉強会、ごみ処理施設等の見学会、リサイクル分別体験など、学校や地域ぐるみで考え、学び、実践する生涯学習としての取り組みを推進する。

また、本組合では、構成市町村が実施する環境学習等に適正処理の観点から積極的に協力・支援していく。

## (2) 処理体制

### ア 家庭系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在及び将来における処理体制は表2のとおりである。

分別は、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ(須賀川市)、資源物、古紙類(鏡石町、天栄村)となっている。

可燃ごみはごみ処理施設(焼却施設)にて焼却処理し、焼却残渣を一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を行っている。

粗大ごみは、手選別を行い可燃性のものは可燃ごみと共に焼却処理している。不燃性のものは焼却残渣と一緒に一般廃棄物最終処分場において埋立処分を実施している。

資源物のうちペットボトル、プラスチック類は資源物ストックヤードで圧縮・梱包を行い、業者に引き渡している。

その他の資源物等は各市町村で適切なリサイクルを実施している。

今後は、構成市町村と連携して分別の徹底を推進することで焼却残渣率や最終処分率の低減を目指し、よりいっそうの処理・処分量の削減に努める。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、自己処理責任の原則に則り、事業者による自己搬入及び収集運搬許可業者による搬入を認めており、可燃ごみは焼却施設へ、不燃ごみは最終処分場へそれぞれ搬入している。

今後も、適正な処理手数料の徴収、積載物の検査などを実施することによる、適正処理の推進に努めるとともに、多量にごみを排出する事業者に対してごみの減量化・資源化計画の作成を求めるなど、排出抑制にも努める。

### ウ 今後の処理体制の要点

◇新たに整備する高効率ごみ発電施設において、可燃ごみを処理するとともに、発電を行い、エネルギーの有効利用を図る。

表 2 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (平成23年度)				今後 (平成32年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等		処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	ごみ処理施設 (焼却施設)	最終処分場	焼却	新高効率ごみ発電施設	最終処分場	19,472
	焼却						169
粗大ごみ・不燃ごみ	手選別・埋立処分・業者引渡	手選別等	最終処分場 (不燃残渣)	手選別等	最終処分場 (不燃残渣)	業者引き渡し (有価物)	753
			業者引き渡し (有価物)				
資源物	ペットボトル	資源物ストックヤード (圧縮・梱包)	業者引き渡し	選別・圧縮梱包・業者引渡	資源物ストックヤード (圧縮・梱包)	業者引き渡し	172
	プラスチック類						36
	紙類						1,096
	金属類						
びん類	選別・圧縮梱包・業者引渡	資源物ストックヤード (一時保管)	業者引き渡し	資源物ストックヤード (一時保管)	資源物ストックヤード (一時保管)	業者引き渡し	605
							乾電池
乾電池							14



### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)	ストックヤード等整備事業	約 210m <sup>3</sup>	須賀川市森宿字ビワノ首 地内	H30-H31
2	高効率ごみ発電施設	高効率ごみ発電施設 整備事業	約 95 t/日 (47.5t/日×2炉) (発電効率 12.0%以上)	須賀川市森宿字ビワノ首 地内	H27-H30 ✓

※現有処理施設の位置関係及び概要を添付した。(添付-9)

(整備理由)

事業番号1 高効率ごみ発電施設建設に伴う解体、リサイクルの推進

事業番号2 エネルギーの高効率回収、高度排ガス処理の必要

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、平成25年度より表4に示す計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	高効率ごみ発電施設(事業番号2)に係る基本設計等業務	施設整備基本計画 発注仕様書作成	H25-H27
32	高効率ごみ発電施設(事業番号2)に係る生活環境影響調査業務	生活環境影響調査	H26-H27
33	高効率ごみ発電施設(事業番号2)に係る地質・測量調査業務	地質調査・測量調査	H26

### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

#### ア 災害廃棄物への対応(大規模災害を除く)

震災や風水害等の自然災害により、一時的に多量に排出されるごみの処理について、構成市町村と連携してその適正な処理を図る。

## ① 仮置場の確保・管理

### ・仮置場の確保

構成市町村では、被災地の生活環境を保全するため、災害廃棄物等の排出場所を確保する。本組合では、排出場所から搬出される災害廃棄物の一時保管や、分別などの作業を行うための場所の確保を図る。

### ・分別の徹底

災害廃棄物は分別排出を基本とし、混合して搬入されたごみも再選別等の分別を行い、再資源化を図る。

また、家電リサイクル法等の対象物は、関係法令に則り適正に処理する。

### ・処理困難物・危険物等

災害によって搬入された処理困難物・危険物等は適正に管理し、専門業者への委託等の検討を行い適正に処理する。

## ② 災害廃棄物の処理

### ・災害廃棄物の処理

分別を徹底したのち、再資源化できないものは焼却または埋立処分を行い適正に処理する。

### ・処理施設の確保等

ごみ処理施設が被災、または処理能力以上の災害廃棄物発生により処理が困難な場合には、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」等により協力を要請するなど、処理ルート of 確保を図る。

また、本地域外で発生した災害による災害廃棄物に対し、ごみ処理の要請があった場合には、適正な処理・処分が可能な範囲で協力するものとする。

## イ 不法投棄防止の推進

不法投棄や散乱ごみを防止するため、住民への啓発を進めるとともに、構成市町村、地域、警察、道路管理者等との連携による監視体制を強化する。また、組合圏域内の不法投棄がある箇所を特定し、不法投棄されにくい環境の整備を推進する。

## ウ 適正処理困難物への対応強化

収集や処理段階において適正処理が困難な物や排出禁止物については、販売店・メーカーへの引取強化等を関係機関等へ要請していく。特に、今後の高齢化社会に向け、関係機関と協議しながら、在宅医療廃棄物の適正処理方法を検討する。

## エ 震災廃棄物の処理

東日本大震災に伴う大量の震災廃棄物の処理は未だ継続中であり、県、周辺市町村及び構成市町村と連携を図りながら適正に処理していく。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

本組合では、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県、及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の確認を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。



## 添 付 資 料

様式1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	添付-1
様式2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	添付-2
様式3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	添付-3
参考資料様式1	施設概要（リサイクル施設系）	添付-4
参考資料様式2	施設概要（熱回収施設系）	添付-5
参考資料様式6	計画支援概要	添付-6

(その他参考資料として以下図を添付)

参考図①	: 人口・ごみ量・リサイクル率の推移	添付-7
参考図②	: 対象地域	添付-8
参考図③	: 既存施設等の位置・概要	添付-9



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

様式 1

1 地域の概要

(1) 地域名	須賀川地方保健環境組合	(2) 地域内人口	97,247 人	(3) 地域面積	536.36 km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村名	須賀川市、鏡石町、天栄村	(5) 地域の要件	人口	面積	山
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	昭和38年1月 須賀川地方衛生処理組合設立 昭和54年1月 須賀川地方保健環境組合に組合名称変更		沖繩	奄美	半島 過疎 その他

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)						目標	
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業系 総排出量 (トン)		7,048	6,784	6,538	6,503	6,353	6,287	(H23比 -1.0%)	
1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)		1.59	1.53	1.58	1.47	1.43	1.41	(H23比 -1.4%)	
家庭系 総排出量 (トン)		25,013	24,582	24,227	25,330	28,083	23,396	(H23比 -16.7%)	
1人当たりの排出量 (kg/人)		219	217	214	227	250	211	(H23比 -15.6%)	
合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)		32,061	31,366	30,765	31,833	34,436	29,683	(H23比 -13.8%)	
再生利用量		24 (0.1%)	22 (0.1%)	22 (0.1%)	19 (0.1%)	32 (0.1%)	46	(0.2%)	
熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)		4,886 (14.6%)	4,567 (13.9%)	4,463 (13.9%)	4,345 (13.1%)	5,243 (14.7%)	4,454	(14.3%)	
中間処理による減量化量		—	—	—	—	—	8,000	—	
最終処分量		24,905 (77.7%)	24,533 (78.2%)	24,009 (78.0%)	24,763 (77.8%)	26,012 (75.5%)	23,094	(77.8%)	
埋立最終処分量 (トン)		3,761 (11.7%)	3,646 (11.6%)	3,587 (11.7%)	3,969 (12.5%)	4,341 (12.6%)	3,520	(11.9%)	

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付-7)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力または埋立容量	更新、廃止予定年月	更新、廃止新設理由	型式及び処理方式	竣工予定年月	
ごみ処理施設 (ごみ焼却施設)	組合	准連続燃焼ストーカ式焼却炉	有	100t/16h (50t/16h×2基)	H32.3	老朽化のため	—	—	—
高効率ごみ発電施設	組合	—	—	—	—	エネルギーの高効率回収、高効率排ガス処理の必要	未定	H31.3	約 95 t/日
資源物ストックヤード施設	組合	ストックヤード	有	ストックヤード: 210m <sup>3</sup> バット: トリ減容機: 300kg/h	—	—	—	—	—
資源物ストックヤード施設	組合	—	—	—	—	リサイクルの推進	保管等	H32.3	約 210 m <sup>3</sup>
一般廃棄物最終処分場	組合	サンドイッチ方式	有	140,800 m <sup>3</sup>	—	—	—	—	—

※計画地域内の施設の状況 (現況、予定) を地図上に示したものを添付した。(添付-9)





## 施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	須賀川地方保健環境組合
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード等）
(3) 工期	平成30年度～平成31年度
(4) 施設規模	約210㎡
(5) 処理方式	保管等
(6) 地域計画内の役割	マテリアルリサイクルの推進、ごみの減量化・資源化
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	○有 ・ 無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原料及び その利用計画	
------------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	段ボール、ペットボトル等
---------------	--------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	
---------------------------	--

(12) 事業計画額	367,500（千円）
------------	-------------

## 施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	須賀川地方保健環境組合
(2) 施設名称	高効率ごみ発電施設
(3) 工期	平成 27 年度～平成 30 年度
(4) 施設規模	処理能力 約 95 t / 24 h (47.5 h × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼方式（ストーカ炉）
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 (有) (発電効率 12.0%以上) ・ 無 2. 熱回収の有無 有 (熱回収率 %以上) ・ (無)
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物の適正処理 発電効率 12.0%以上
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ・ (無)

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラッグの利用計画	
---------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	10,584,000 (千円)
------------	-----------------

## 計画支援概要

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	須賀川地方保健環境組合		
(2) 事業目的	高効率ごみ発電施設整備事業に関する計画支援のため		
(3) 事業名称	高効率ごみ発電施設整備事業に係る基本設計等業務	高効率ごみ発電施設整備事業に係る生活環境影響調査業務	高効率ごみ発電施設整備事業に係る地質・測量調査業務
(4) 事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度	平成 26 年度～平成 27 年度	平成 26 年度～平成 27 年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画 発注仕様書作成	生活環境影響調査	地質調査・測量調査
(6) 事業費計画額	48,300 (千円)	73,500 (千円)	13,650 (千円)

■参考図①：人口・ごみ量・リサイクル率の推移

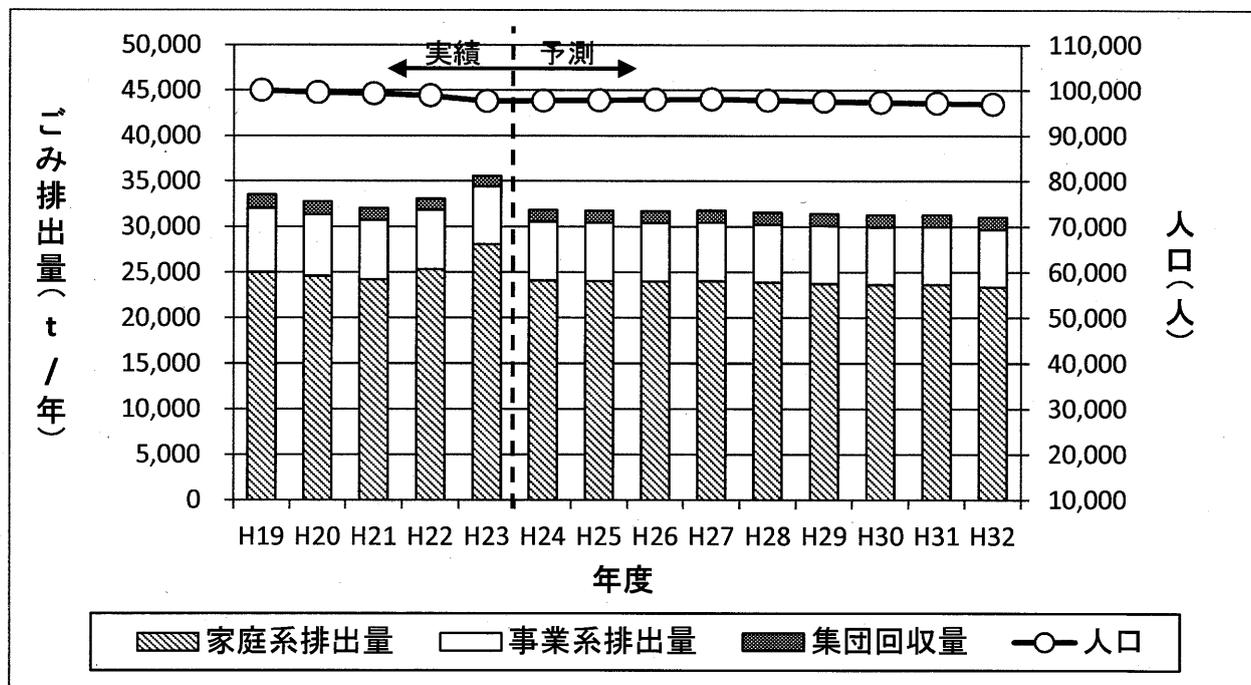


図3 ごみ排出量及び人口の推移

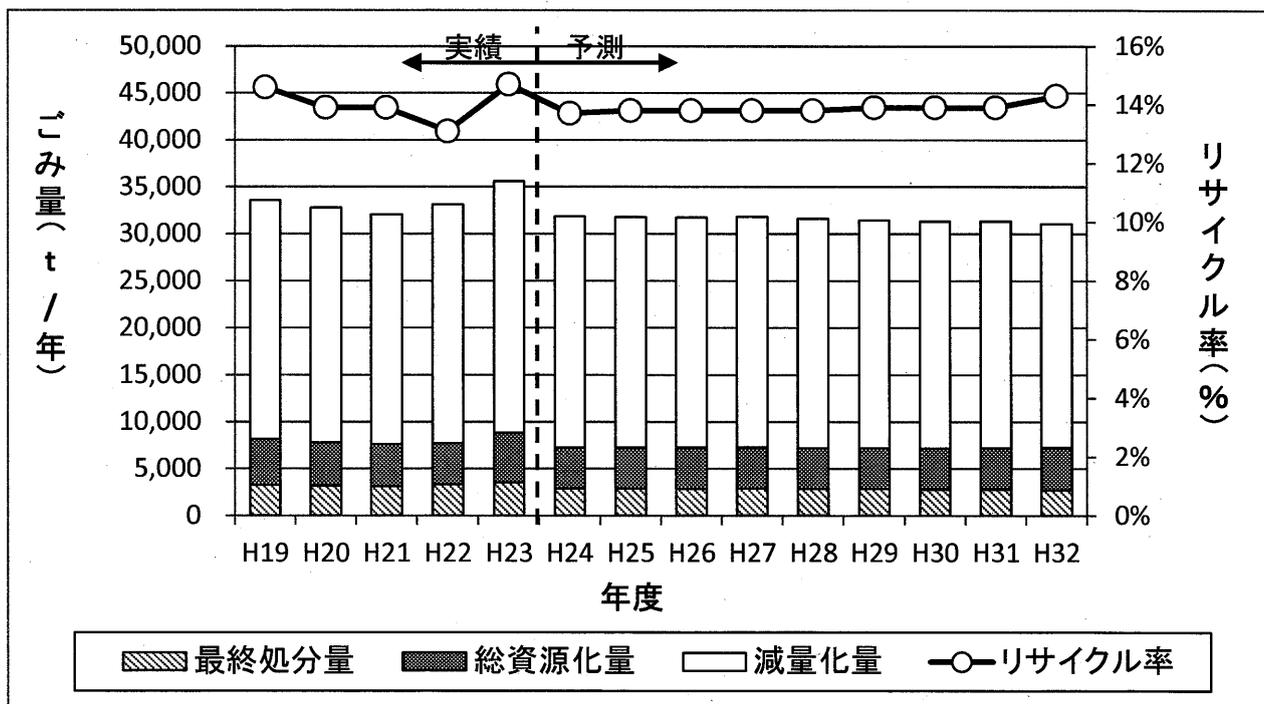


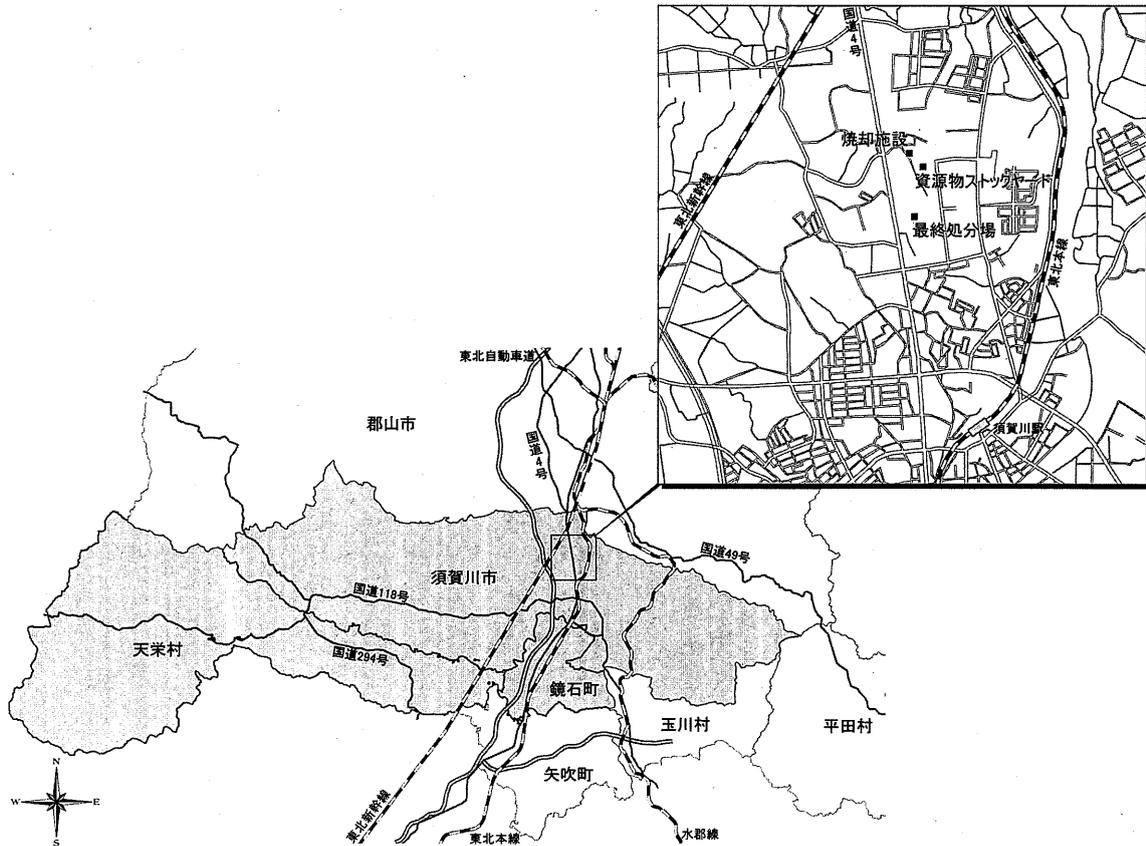
図4 ごみ処理量及びリサイクル率の推移

■参考図②：対象地域



図5 対象地域図

■参考図③：既存施設等の位置・概要



○ごみ処理施設（焼却施設）

所在地	須賀川市森宿字ビワノ首地内
処理能力	100t/16h (50t/16h×2基)
処理方式	ストーカ方式
炉形式	准連続燃焼式焼却炉
使用開始年月日	平成2年4月
敷地面積	10,400m <sup>2</sup>
建築面積	1,981m <sup>2</sup>
建築延床面積	3,556m <sup>2</sup>

○資源物ストックヤード施設

所在地	須賀川市森宿字ビワノ首地内
ストック容量	210m <sup>3</sup>
ペットボトル減容機	処理能力 300kg/時間
使用開始年月日	平成12年4月
敷地面積	10,369.47m <sup>2</sup>
建築面積	369.36m <sup>2</sup>

○一般廃棄物最終処分場

所在地	須賀川市森宿字向日向 地内
埋立方法	サンドイッチ工法
埋立面積	19,200m <sup>2</sup>
埋立容量	140,800m <sup>3</sup>
埋立期間	平成12年8月～平成37年度(25年間)
埋立開始年月日	平成12年8月

図6 既存施設等の位置・概要

